

2 熊本市食の安全安心・食育推進会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）第3条に基づき、熊本市食の安全安心・食育推進会議（以下「推進会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 食 全ての飲食物及びそれらに関する伝統並びに文化をいう。
- (2) 食の安全安心 食に関する健康被害の回避及び食品等に対する消費者の信頼をいう。
- (3) 食育 生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものであり、様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることをいう。

(審議事項)

第3条 推進会議は、次に掲げる事項について調査又は審議する。

- (1) 食の安全安心の確保に関すること。
- (2) 食育の推進に関すること。
- (3) 熊本市食の安全安心・食育推進計画の評価及び進行管理に関すること。
- (4) 食に関する機関の相互連携に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、食に関する施策の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 推進会議は、20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 市民の代表者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、適当と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第6条 推進会議に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選により選定する。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議は原則として公開とする。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該会議を公開しないことができる。

(1) 熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）第7条各号に規定する不開示情報に該当する事項について審議等を行うとき。

(2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成で

きないと認められるとき。

(関係者の出席)

第8条 会長は、推進会議において必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、説明又は意見を聴く事ができる。

(部会)

第9条 会長は、特定の事項、専門的な事項等について調査審議するため、必要に応じて推進会議に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会には部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(報告)

第10条 会長は、推進会議の決定事項を市長に報告又は答申しなければならない。

2 部会長は、部会における審議状況及びその結果を推進会議に報告しなければならない。

(庶務)

第11条 推進会議の庶務は、健康福祉子ども局健康づくり推進課及び食品保健課において行うこととする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年1月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月31日から施行する。